

# 事務所通信

2009年7月号 No.49



(しろ池)

## CONTENTS

- |                   |     |                |     |
|-------------------|-----|----------------|-----|
| ● 所長コメント          |     | ● エコポイントとは?    | P 4 |
| ● . . . よりよい仕事をする | P 1 | ● 税務Q&A        | P 5 |
| ● 住宅ローン減税         | P 2 | ● お知らせ おもしろ雑学  | P 6 |
| ● 社会保険 月額変更届      | P 3 | ● 休日カレンダー あとがき | P 7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## より良い仕事をする

### 仲間のために尽くす

人の行いの中で最も美しく尊いものは、人のために何かをしてあげるという行為です。人はふつう、まず自分のことを第一に考えがちですが、実は誰でも人の役に立ち、喜ばれることを最高の幸せとする心をもっています。

かつて真冬のアメリカで起きた飛行機事故で、一人の男性が自らが助かるというその瞬間に、そばで力尽きそうな女性を先に助けさせ、自分は水の中に消えてしまうという出来事がありました。人間の本性とはそれほど美しいものなのです。私たちは、仲間のために尽くすという同志としてのつながりをもってみんなのために努力を惜しまなかったからこそ、すばらしい集団を築くことができたのです。

### 信頼関係を築く

京セラでは、創業以来、心の通じあえる社員どうしの結びつきを経営の基盤においてきました。お互いが感謝と誠意をもって心を通わせ、信頼関係の上にたって仕事を進めてきたのです。コンパやさまざまな行事は、全員が心をひらき、結びつきを強める機会として重要視されてきました。上司と部下の関係であっても、信頼関係のベースであれば、お互い本音で言いたいことをはっきり言いあうことができます。それによって、問題点が誰の目にも明らかとなって仕事がスムーズに運んでいくのです。こうした信頼関係を築くためには、日頃からみんなの心の結びつきを作りあげるよう、お互いに努力することが必要です。

(稲盛和夫経営講和より)

加藤会計社では年に一度ですが、慰安旅行をしています。社内旅行でもなく、研修旅行でもありません。この一年間のご苦勞を慰安してほしいという、ねぎらいの気持ちでやっています。そして『つらかったけど、うちの事務所で働いていてよかった』と思っていただけたら何よりです。もちろん経済的な負担もかかりますので、旅行積立でもしてもらっています。

基本的には慰安なのですが、稲盛さんの講演テープを聞いてからは『団結力の確認』のためにも重要な意味があることを知りました。一緒に旅行をしながら、心をひらき、結びつきを強める良い機会ですから、できたら全員に参加してもらいたいと思います。でも正当な理由があれば強制はしません。社員の事情を考慮します。行っても面白くなければ、意味がないからです。でもでも内心は「経費が浮く」という計算が働いているかも知れませんね。



# 住宅ローン減税

平成21年度税制改正において、住宅税制について改正がありました。主なポイントをご確認下さい。

## 1. 住宅借入金等特別控除の改正

- ・適用期限が5年延長されました。  
(平成25年12月31日までの間に、居住の用に供した場合に適用)
- ・居住者が、居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築等をして、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に、その者の居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率等が改正されました。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除可能額
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%	500万円
平成22年	10年間	5,000万円	1.0%	500万円
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%	200万円

- ・居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして平成21年6月4日から平成25年12月31日までに居住の用に供した場合の特例が創設され、その控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率等が次のとおりとされました。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除可能額
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成22年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成23年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円

## 2. 特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の特例の改正

- ・適用期限が5年延長されました。(上記1と同じ)
- ・対象となる断熱改修工事等について、改修工事をして、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、その要件が緩和され、対象となる断熱改修工事等の範囲が拡大されました。

## 3. 住宅耐震改修特別控除の改正

- ・適用期限が5年延長されました。(上記1と同じ)
- ・控除の対象となる金額について、「住宅耐震改修に要した費用の額」とその住宅耐震改修に係る耐震工事の「標準的な費用の額」のいずれか少ない方の金額とされました。

## 4. 住宅特定改修特別控除の創設

- ・既存住宅について特定の改修工事(一定のバリアフリー改修工事、一定の省エネ改修工事)をして、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にその家屋を居住の用に供したときは、一定の要件の下で、対象となる工事等に要した費用の額と対象工事等の「標準的な費用の額」のいずれか少ない方の金額(200万円限度、ただし、太陽光発電設備を含む場合300万円限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除されます。平成21年にこの控除を適用した場合には、原則として平成22年分において適用できません。

## 5. 認定長期優良住宅新築等特別控除の創設

- ・居住者が認定長期優良住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合(その家屋を新築の日又は取得の日から6ヶ月以内に居住した場合に限る)には、一定要件の下で、その認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る「標準的な費用の額」(1,000万円限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除することとされました。その年分の所得税から控除しきれない金額は、翌年分の所得税から控除されます。

< 堀 田 >

# 社会保険 月額変更届

報酬が、昇給・降給または給与体系の変更などによって大幅に変わったときは、次の3つの全てに該当する場合に報酬月額の改定（随時改定）が行われます。

## 1 固定的賃金に変動があったとき

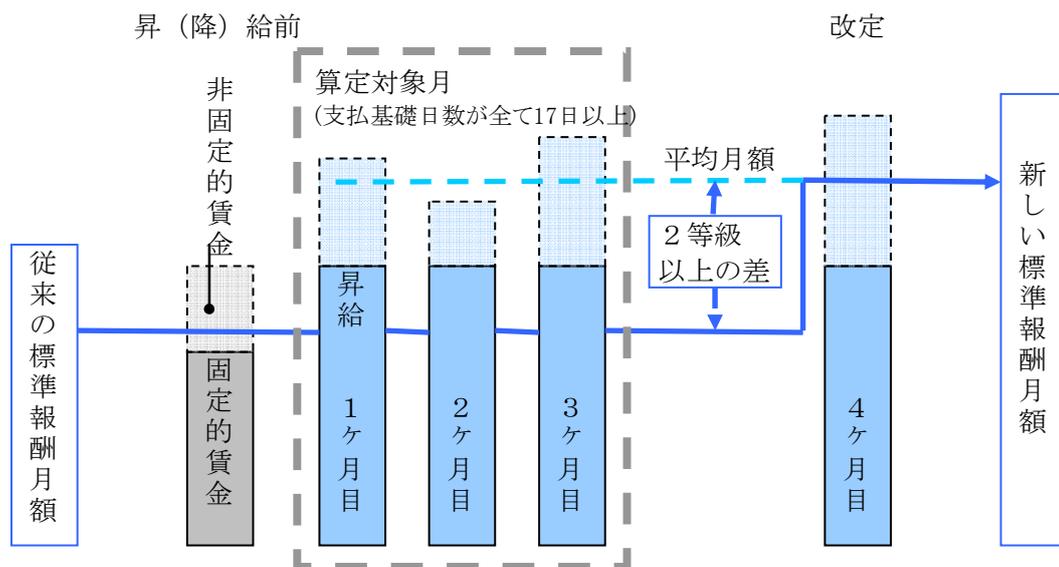
固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます。

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、役付手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、基礎単価、など	残業手当、能率給、日・宿直手当、皆勤手当など

## 2 変動月\*から引き続き3ヶ月間、各月の支払基礎日数が全て17日以上あるとき

※ 変動月とは、昇給により固定的賃金に変動があった月をいいます。

## 3 変動月から3ヶ月間に支払われた報酬（残業手当などの非固定的賃金も含めた総支給額）の平均月額による標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に、2等級以上の差が生じたとき



### ② 昇給したが報酬は逆に下がった場合は？

固定的賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上下がったという場合は、随時改定の対象外です。また、固定的賃金下がったのに、非固定的賃金の増加で、逆に2等級以上上がった場合も、同様に対象外です。

# エコポイントとは？

## エコポイントとは？

平成21年7月1日よりエコポイントの登録、商品交換申請が受付開始となります

### ～ 何を購入するとポイントがもらえる？ ～

エコポイントが付与される対象商品は省エネ統一ラベル4つ星相当以上の「地上デジタル放送対応型テレビ」「エアコン」「冷蔵庫」となっており、条件に応じて、3,000ポイントから最大36,000ポイントのエコポイントが付与されます。

### <エコポイント対象商品の各ポイント数>

	サイズ	ポイント数
液晶テレビ	46V型以上	36,000点
	42V型～40V型	23,000点
	37V型	17,000点
	32V型～26V型	12,000点
	26V型未満	7,000点
プラズマテレビ	サイズ	ポイント数
	46V型以上	36,000点
	42V型～40V型	23,000点
	37V型	17,000点
エアコン	冷房能力	ポイント数
	3.6kw以上	9,000点
	2.8kw、2.5kw	7,000点
	2.2kw以下	6,000点
冷蔵庫	容積	ポイント数
	501リットル以上	10,000点
	401～500リットル	9,000点
	251～400リットル	6,000点
	250リットル以下	3,000点

### ～ 交換可能商品について ～

付与されたエコポイントの交換はおおむね「1ポイント＝1円」で電子マネーや商品券などへの交換が可能です。電子マネーや商品券などは271の事業者から選べます。

主な交換可能商品は下記のとおりとなっています。

電子マネー系	スイカ イコカ バスモ など
商品券系	JCBギフトカード 三井住友VISAギフトカード 三菱UFJニコスギフトカード
カタログギフト券系	JTBえらべるギフト ベルメゾンお買い物券 選べる雑貨&グルメカタログ など
食品・飲食券系	全国共通おこめ券 ビール共通券 ジェフグルメカード など
生活関連券系	全国共通図書カード フラワーギフトカード クリーニングギフト券

### ～ ポイントの申請方法 ～

エコポイントは「インターネット」「書面」で申請を行います。インターネットは2009年6月下旬より受け付け開始ですが、書面での申請は7月1日から行われます。申請書はインターネット上から印刷するか家電量販店や郵便局で配布されます。証明書類（保証書、領収書、家電リサイクル券の排出者控え）は申請書に添付してから郵送することになります。

### ～ ポイント申請前のご注意！！ ～

2009年7月1日よりエコポイントの登録、商品交換申請が受け付け開始となります。エコポイントの登録、交換申請には保証書などの証明書が必要となります。ちなみに、申請ができるのは対象商品を購入しており、かつ、2009年5月15日以降に購入していることが必要です。

#### <証明書類>

- ・ 保証書（写）（購入日、購入店、購入製品の型番・製造番号が分かるもの）
- ・ 領収書／レシート（購入日、購入店、購入製品の型番、購入者名が分かるもの）
- ・ 家電リサイクル券の排出者控え（買換えをしてリサイクルをする場合）

エコポイント該当商品や交換可能商品の詳細は「グリーン家電エコポイント事務局」のHP [http://www.env.go.jp/policy/ep\\_kaden/index.html](http://www.env.go.jp/policy/ep_kaden/index.html) でご確認ください。

< 伊 藤 >

Q

源泉所得税の納期限と、納期の特例について教えてください。

A

徴収した所得税は、原則は給与などを支払った月の翌月10日までに国に納付しなければなりません。しかし、給与の支給人数が**常時9人以下**の源泉徴収義務者は、半年分をまとめて納めることができる特例があります。（「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を提出。）

この申請書を提出した月の翌月末日に、承認があったものとみなされます。

(例) 申請書を提出した月が2月中の場合、2月支給分の給与等は3月10日まで、3月から6月支給分の給与等は7月10日までに納付することとなります。

	納期の特例	納期の特例の特例
1月から6月まで源泉徴収した所得税	7月10日	
7月から12月までに源泉徴収した所得税	翌1月10日	→ 1月20日

Q

源泉所得税の納期の特例をうけているにもかかわらず、納付するのを忘れてしまいました。罰金など余分に徴収されるのでしょうか？

A

法定の納期限までに源泉所得税を納付しなかった場合には、納付しなければならない金額の5%の不納付加算税がかかることになります。

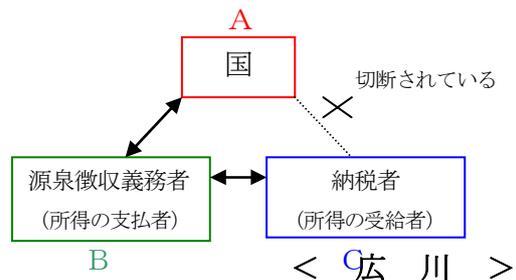
未納に自分で気づいて納付した場合には、5%で済みますが、税務署から税額の通知を受けて納付した場合には、10%の不納付加算税となります。ただし、過去1年間に期限後納付がなく、法定納期限から1ヶ月以内に納付した場合や不納付加算税が少額の場合には、免除になる場合があります。

Q

源泉徴収漏れや徴収不足、過大徴収があった場合、給与の支払を受けた従業員が直接、税務署に不足額を納税したり、納めすぎた税金の還付を請求することはできますか？

A

源泉徴収制度には、国（国税当局A）と源泉徴収義務者（皆さんの会社B）と所得の受領者（支払を受ける者、すなわち納税者C）の3者が登場してきます。AとCの関係は断ち切られていますので、誤った源泉徴収の清算は、BとCで清算し、その清算金（源泉税の立替金または預り金）をBが、Aと清算することになります。なお、還付金の国に対する請求権は**5年以内**となります。



## 研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
7月24日(金) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 経営計画書作成セミナー 〈第1部 理論編〉	加藤森理士事務所	加藤輝守	2,000円

### 会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

### ～ おもしろ雑学 ～ 山の形をした塩?

料亭や居酒屋・水商売の店前には山の形をした塩がもられている。これは商売繁盛、客を呼ぶおまじないである。晋の時代に皇帝が牛車に乗って後宮を廻っており女性達は皇帝が来るのを待っていた。その時、牛の大好物である塩を家の前に散いて牛を止め、皇帝が来るようにしたことから由来したのである。

教育パ -ヨカリガ -おもしろ雑学集より (担当: 倉又)





# 休日カレンダー



7月(文月) July

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 伊藤・丸田
5	6	7	8	9	10	11 倉又・田中
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24 テルモ経営研究会	25 堀田・村井
26	27	28	29	30	31	

- ・網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・土曜日も元気に営業しています。  
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



## 7月の税務

- 7月10日 平成21年6月分源泉所得税・住民税の納付  
(源泉所得税の納期の特例を受けている場合は平成21年1月～6月分の源泉所得税を納付)
- 7月15日 所得税予定納税額の減額申請
- 7月31日 平成21年5月決算法人の法人税等・消費税確定申告  
平成21年11月決算法人の法人税等中間申告  
平成21年11月決算法人の消費税中間申告  
平成22年2月・平成21年11月・8月決算法人の消費税中間申告  
所得税の第1期分の納付

### あとがき

早いもので、1年の半分が終わってしまいました。  
毎年年末になると、「また何もしないで1年が終わってしまった・・・」と後悔の繰り返しです。自分に甘いのが原因だと分かっているのですが、「来年こそは!!」と先延ばしになってしまうことが多いように思います。  
もう一度、自分のしなければならないことを考え、今年こそは充実感のある年末を迎えられるよう、残り半年、1日1日を大切に過ごしていきたいと思えます。

池原